

No	章	項	主な該当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	修正の有無
1	1	1	P1	「1. 計画策定の背景と趣旨」について、障がい者計画の基本理念を確認しておく必要があるため、冒頭に、「本市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」から平成28年3月に策定した「第4次越谷市障がい者計画」に至るまで、一貫して「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現を目指し、各種の障がい者施策を進めてきました。」という文言を追加してほしい。	障がい者計画は、障害者基本法に基づく、障がい者等のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。 障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい者計画で掲げている施策のうち、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する事項を定める計画です。 このことから、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたっては、障がい者計画の基本理念を踏まえるものと考えるため、ご意見のとおり文言を追加します。	○
2	2	1	P6	「(5)地域共生社会の実現に向けた取り組み」について、「支え手」と「受け手」は、現実として制度・施策上で分けられており、どのように付き合ってよいのか分からぬ状態にある。その上で、「支え手」も社会的困難を抱える場面があり、「受け手」も当事者でなければ気づけない視点があり、ピアサポートなどの役割を果たしある場面がある。このことから、くいちがいを避けることなく一緒に進めていくことが重要だと考えるため、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく」という記載を「支え手」と「受け手」に分かれるだけではなくに修正してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、」という記載を「支援の受け手側と支え手側が固定されることなく、地域のあらゆる住民が役割を持って、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、」に修正します。	○
3	2	1	P6	「(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援」について、文章を区切らないと、障がいの疑いのある段階から障害児通所支援等の充実が目的のように誤解されること、また、疑いに対しては相談支援で対応すること、障害児通所支援の充実は、ともに育ちあい、ともに学び合えるための環境整備であることを明確にする必要があることから、「障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように」という記載を「障がいの疑いがある段階から継続的な相談支援を行います。また、身近な地域でともに育ち合いともに学び合うことを支援できるように」に修正してほしい。	「第2章 計画の目標」の「1. 基本理念」では、第4次越谷市障がい者計画の基本理念を踏まえそれぞれの掲げる点を配慮するとあります。 このようなことから、ご意見を踏まえ、「(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援」を「障がいの疑いがある段階から継続的に相談及び支援を行います。また、身近な地域でともに育ち合いともに学び合うことを支援できるように」に追加修正します。	○
4	2	2	P7	「④福祉施設から一般就労への移行等の推進」について、第4期越谷市障がい福祉計画にはあった「福祉施設における働く場の拡大」についての記載がなくなっているため、「障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。」の記載を「障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めるとともに、福祉施設における地域でともに働く場や機会の拡大を図ります。」に修正してほしい。	「④福祉施設から一般就労への移行等の推進」につきましては、就労移行支援事業や就労定着支援等の充実を進め、一般就労への移行及びその定着を目指す旨を記載する項目であるため、計画案のとおりとしております。 福祉施設における働く場の拡大や機会の充実につきましては、第4次越谷市障がい者計画の「第4章 雇用・就業の確保」において施策を掲げております。	×

No	章	項	主な該当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	修正の有無
5	2	2	P7	「③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備」について、厚生労働省の「地域生活支援拠点等の整備促進について」の通知に「高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう」とあることから、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、高次脳機能障がいも対象に含め、整備していくことを記載してほしい。	地域生活支援拠点等の整備にあたっては、通知にもあるとおり、医療的ケアが必要な重症心身障がいや高次脳機能障がい等の支援が難しい障がい者等への対応が十分に図られるよう留意することが重要であることは認識しております。それらの障がいも含めた全ての障がいを対象としたものであると考えておりますので、計画案のとおりとしております。	×
6	2	2	P8	「②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保」について、入所施設の課題と同時に、地域の中で分け隔てられている現状を具体的に示すため、「計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。また、現に地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるようにするため」という記載を「計画的に <u>入所施設からの</u> 地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。また、現に <u>地域で生活しながら</u> 孤立していたり、家族の介護に依存せざるを得ない障がい者が住み慣れた地域でともに自立した生活ができるようにするため」に修正してほしい。	地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保につきましては、ご指摘の障害者支援施設のほかに、児童福祉施設や精神科病院等からの地域生活への移行も想定して行うべきものと考えておりますので、「入所施設等からの」として文言を追加します。 また、地域で生活している障がいのある方につきましては、ご意見の例に限らずさまざまな状況にあるため、計画案のとおり記載しております。 住み慣れた地域で、ともに生活することにつきましては、第4次越谷市障がい者計画の基本理念にも通ずるところであり、本市の目指すものであると考えておりますので、ご意見を踏まえ、「ともに自立した生活が」と修正します。	○
7	2	2	P8	「②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」について、かつてのような「早期発見」のために医療や療育の場に分け隔てられることなく、障がいの有無に関わらずともに育ち、ともに学ぶことを支援するために医療や療育を活かす時代に変わっているため、「障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため」という記載を「障がい児の早期からの支援並びに健全な育成を進めるため」に「就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め」という記載を「就学時及び卒業時において、ともに育ちともに学び合うための支援が円滑に引き継がれることも含め」に修正してほしい。	ご意見をいただいた、「②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」の「障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため」及び「就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め」の記載につきましては、「第2章 計画の目標」の「1. 基本理念」にも掲げている第4次越谷市障がい者計画の基本理念を踏まえ、それぞれ「障がい児の早期からの支援並びに健全な育成を進めるため」「就学時及び卒業時において、ともに育ちともに学び合うための支援が円滑に引き継がれることも含め」と修正します。	○

No	章	項	主な該当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	修正の有無
8	2	3	P11	「(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国の基本指針では「精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）」にも対応した地域包括ケアシステム」と記載されているため、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」という文言を、「精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいも含む。）」にも対応した地域包括ケアシステムに修正してほしい。	国の基本指針においては、発達障がいや高次脳機能障がいも精神障がいに含んでいる旨の記載があります。 本市も、国の基本指針と同様の考え方であることから、項目名を「(2)精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）」にも対応した地域包括ケアシステムに修正します。 また、この修正に伴い、整合性を図るため、計画案5ページの「(2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」の「精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）」を「精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。）」に修正します。	○
9	3	1	P18	「(1)-1訪問系サービスの概要」の「②重度訪問介護」について、入院時に障がいが重度のため、付き添いを強いられたり、付き添いがない場合入院を拒否されることがあるため、説明の末尾に「また、医療機関への入院時も一定の支援を可能とします。」という記載を追加してほしい。	平成30年4月に施行される障害者総合支援法の改正により、重度訪問介護の訪問先が拡大されます。拡大される訪問場所につきましては、「居宅に相当する場所として厚生労働省令で定める場所」となっておりますが、現在、当該省令が定まっておらず、具体的な記述が困難であるため、計画案のとおりとしております。	×
10	3	1	P19	「(2)-1日中活動系サービスの概要」について、12月8日に厚生労働省の検討会が出した方針において、平成30年度の報酬改定に向けて、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の障がい種別による利用制限の撤廃が記されたことから、「②自立訓練（機能訓練）」及び「③自立訓練（生活訓練）」の項目の障がい種別の記載を削除してほしい。 また、高次脳機能障がい者に対する支援について越谷市の計画を記載してほしい。	障害福祉サービス等報酬改定検討チームより出された「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」にあるとおり、自立訓練の障がい種別による利用制限の撤廃について、議論されております。 計画案の「第3章 サービスの見込量と見込量確保の方策」における各サービスの概要につきましては、対象者を明確に示すことができるよう記載しております。 しかし、自立訓練については、障がい種別による利用制限の撤廃が予想されることから、ご意見のとおり、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の概要における障がい種別の記載を削除します。 また、高次脳機能障がい者に対する支援に関するご意見ですが、自立訓練をはじめとする障害福祉サービスは、高次脳機能障がい者も精神障がい者に含まれ対象となっておりますので、引き続き障がいの状況にあったサービスをご利用いただけるよう適切に支援してまいります。	○

No	章	項	主な該当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	修正の有無
11	3	1	P21	「(2)日中活動系サービス」の「(2)-2 算定の考え方」について、特別支援学校卒業者が日中活動系サービス利用見込者という先入観は相応しくないため、「障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業者等、平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。」という記載を「障がい者等のニーズ、 <u>入所施設から地域生活への移行、福祉施設からの一般就労、地域の雇用情勢、平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。</u> 」に修正してほしい。	特別支援学校卒業者の進路は、多岐にわたることから、特別支援学校卒業者についても、障がい者等のニーズに含まれるものとして、「障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業者等、平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。」を「障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。」に修正します。	○
12	3	1	P22	「(2)日中活動系サービス」の「(2)-3 見込量確保のための方策」について、同じ地域にいても、障がい者や他の人々とが細かく分け隔てられ共生社会とは程遠い状況になりつつあるため、サービス事業所が、ともに働き、ともに暮らすための支援の場として活動できる地域の仕組みを活かす必要があることから、説明の末尾に「日中活動系サービス事業所が、地域移行や一般就労を進め、また地域に開かれた活動や働く場の確保ができるように、相談支援の充実や障害者地域適応支援事業、障害者就労支援事業、優先調達推進方針や共同受注ネットワーク支援等を進めます。」という記載を追加してほしい。	「(2)-3 見込量確保のための方策」につきましては、前に掲げている「表3-4 日中活動系サービスの見込量」の各項目の見込量を確保するための方策を記載する項目であるため、計画案のとおりとしております。 ご意見にありました、障がいのある人もともに働き、ともに暮らす地域を実現するための取組みにつきましては、第4次越谷市障がい者計画の「第1章 広報・啓発の推進」や「第4章 雇用・就業の確保」、「第5章 生活支援サービスの充実」において施策を掲げております。	×
13	3	1	P23	「表3-6 居住支援・施設系サービスの見込量」について、施設入所希望者が多いにも関わらず、「施設入所支援」の見込量が据え置きなのは適当ではないのではないか。	施設入所支援につきましては、障がいの重度化や保護者の高齢化に伴い、本市のみならず、埼玉県内においても多くの入所待機者がおります。 入所希望があった際には、障がいの状況や家庭環境等聴き取り、埼玉県立リハビリテーションセンターに入所調整を依頼しております。 埼玉県立リハビリテーションセンターにおいては、障がい別に入所待機者を取りまとめ、支援の度合いが高い方から入所できるよう調整しているところです。 また、現在、市内において、障害者支援施設の開設予定はないことから、計画案のとおりとしております。	×

No	章	項	主な該当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	修正の有無
14	3	2	P28	<p>「(6)-1 意思疎通支援事業の概要」について、厚生労働省の「地域生活支援事業実施要綱」において、意思疎通支援事業の対象者が「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」とあることから、意思疎通支援事業の対象に、高次脳機能障がいが含まれることを記載してほしい。</p> <p>また、「(6)-1 意思疎通支援事業の概要」について、厚生労働省の通知において、意思疎通支援事業の入院中における利用が可能となっていることについての周知徹底が記載されていることからも、入院中にも意思疎通支援事業が利用できることを記載してほしい。</p>	<p>地域生活支援事業実施要綱における、意思疎通支援事業の対象者に高次脳機能障がい者も含まれることは認識しております。しかし、現在本市で意思疎通支援事業として実施している事業は、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業及び手話通訳者設置事業であることから、計画案のとおりとしております。</p> <p>高次脳機能障がい等の意思疎通を図ることに支障のある方への意思疎通支援のあり方につきましては、引き続き研究課題としてまいりたいと考えております。</p> <p>また、ご指摘にありました国からの通知ですが、本市の意思疎通支援事業は、入院中にも利用できる体制となっており、その旨案内パンフレット等で周知を図っております。</p>	×
15	3	2	P34	<p>「(11)-1 専門性の高い意思疎通支援に係る事業の概要」について、高次脳機能障がい等への支援についての研修を行っていくことを記載してほしい。</p>	<p>国の地域生活支援事業実施要綱における専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業につきましては、手話通訳者・要約筆記者養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業が位置づけられており、計画案についてもこれに準じて項目立てをしております。</p> <p>また、高次脳機能障がい等の意思疎通を図ることに支障のある方への意思疎通支援のあり方につきましては、意思疎通支援事業の枠組みで引き続き研究課題としてまいりたいと考えております。</p>	×
16	3	2	P37	<p>「2. 「地域生活支援事業」の見込量と見込量確保のための方策」について、第4次越谷市障がい者計画において、「発達障がい児（者）への相談支援の充実」と「高次脳機能障がい者への相談支援の充実」が項目として位置づいており、それぞれ、県の「専門性の高い相談支援事業」の支援を受けることになっていると考えるため、「専門性の高い相談支援」の項目を新たに追加し、発達障がいや高次脳機能障がいについて、県の支援を受けて越谷市の相談支援体制の整備を図っていくことを記載してほしい。</p>	<p>地域生活支援事業実施要綱では都道府県の必須事業として専門性の高い相談支援事業が位置づけられています。</p> <p>ご意見にもありました第4次越谷市障がい者計画の84ページ「(1)-6 発達障がい児（者）への相談支援の充実」及び「(1)-7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実」の項目にもありますとおり、今後とも埼玉県の発達障害者支援センターや高次脳機能障害者支援センター等との連携を図りながら支援の充実を図ってまいりたいと考えております。</p>	×

No	章	項	主な該当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方	修正の有無
17	3	全体	全体	第3章のサービスの見込量について、サービスの利用を申請しても支給決定を受けられないため、ニーズが実績に反映されていないだけであり、その実績をもとに見込量を算定しても、実態を把握できているとはいえないのではないか。	サービスの支給決定にあたっては、利用申請の際に心身の状況や家庭環境等を聴き取り等により調査するとともに、サービス等利用計画案を踏まえサービスの種類や必要量を決定しているところです。また、利用開始後もサービスの利用状況を踏まえたサービス等利用計画の見直しが行われ、適正なサービスの利用が図られています。 各サービスの必要見込量につきましては、これらの利用実績に基づき、算出しております。	×